

商品概要説明書

出資予約貯金

(2023年4月1日現在)

商品名	・出資予約貯金
ご利用いただける方	・組合員
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・原則として予約出資の払込に充当する場合に払い戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	—
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合支店または管理部業務課業務係 (電話: 06-6877-5142) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部業務課業務係またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031) (※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会 (詳しくは上記当組合管理部業務課業務係にお問い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター (大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 20 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 北大阪